

議案第 84 号

茨城租税債権管理機構規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、茨城租税債権管理機構規約（平成 13 年地指令第 4 号）を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 28 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
84号	1

茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約
茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）の一部を次のように
改正する。

第3条第1号中「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改める。

付 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議 案	頁 数
84号	2

提案理由（議案第84号）

提案の理由を申し上げます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、令和6年度から、個人住民税均等割の賦課徴収と併せて一人年額1,000円の森林環境税を市町村が賦課徴収することとなったため、茨城租税債権管理機構規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
84号	3

茨城租税債権管理機構規約新旧対照表

改 正	現 行
<p>(機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている<u>地方税及び国税に係る滞納事案</u>のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不能欠損処分をすることについての判定事務</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている<u>地方税に係る</u>滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不能欠損処分をすることについての判定事務</p> <p>(2) (略)</p>

議案	84号
頁数	4

参考資料